

石川県公報

令和2年4月10日(金曜日)

号 外

(第37号)

目 次

公 告
○石川県規則第4号の2の公布公告

(行政経営課) 1

公 告

石川県規則第4号の2の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第3条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び総務部行政経営課の執務室前に掲示して公布した。

令和2年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四号の二

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項の表文化振興課の項の次に次のように加える。

健康推進課	感染症対策室
-------	--------

第七条第一項の表健康推進課の項第十五号を次のように改める。

15 感染症対策に関すること。

第七条第一項の表健康推進課の項中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

16 予防接種に関すること。

第七条第三項の表食品安全対策室の項の前に次のように加える。

感染症対策室	第一項の表健康推進課の項第十四号から第十八号までに掲げる事務
--------	--------------------------------

附 則

この規則は、令和二年三月二十日から施行する。

